

せいそう 労働者 速報

2019年7月30日
No. 1139
東京清掃労働組合
企画・総務局

7月30日特別区人事委員会に対し

公民比較方法の見直しを求める要請を実施



7月30日
(火) わが組合は、特別区人事委員会に対して2019年度人事委員会勧告に係る要請行動を行いました。

今年度については、昨年度の勧告内容を踏ま

え人事院勧告前に要請を行うこととし、今回は公民比較方法の見直しのみに焦点を絞り要請を行いました。

人事委員会は、「本年の比較方法については、人事委員会が中立的・客観的立場で給与勧告を行う地方公務員法の勧告制度の趣旨を踏まえつつ、特別区や区職員を取り巻く状況にも留意しながら、区民への説明責任を果たすことができるよう、総合的な検証・検討を行っている」と私たちの要請に対する明確な回答はありませんでした。

わが組合は、引き続き人事院勧告が出された後、改めて人事委員会に対し要請を行うこととします。公民比較方法の見直しを求め、労働基本権制約の代償措置である第三者機関としての中立かつ公平な立場で自主的・主体的な勧告を行わせるためにも、本部・地連（総）支部が一体となっていきたいと思います。

2019年7月30日

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 中里 保夫



行政系人事制度改正の趣旨を踏まえた 公民比較方法の見直しを求める要請

特別区職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に心から敬意を表します。

私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労組法適用の労働組合です。労働協約締結権が認められており、職員の賃金その他の労働条件については、労使交渉に基づく改定が図られなければなりません。しかし、貴委員会の勧告内容は、これまでも現業系職員の賃金改定に大きな影響を及ぼしてきました。

こうした現状に鑑み、貴委員会が行う本年の勧告作業に際し、行政系人事制度の趣旨を踏まえた、公民比較方法の見直しを求める要請を行わせていただきます。

昨年10月に貴委員会は人事委員会勧告史上最大となる月例給の引下げを勧告しました。額にして9,671円、率では2.46%というマイナス勧告は、近年の物価の動向や春闘の状況を知る職場において、大きな衝撃と疑念、そして不安をもたらす結果となりました。

皆さん方は、大幅マイナス勧告に至った要因を、委員長談話において、行政系人事・給与制度の抜本的改正による職員構成の変化等によるものとされました。

しかし、職場からの見方は、社会全般として景気や物価に大きな変動があったわけでもなく、他団体の勧告についても、この間の流れである引上げでの勧告が出されている団体が多い中、23区だけがこれだけの大幅引下げ勧告が出されたことは、理解も納得もできないのは当然のことです。

まさに、給与決定の原則である「均衡の原則」を逸脱した勧告であったと言わざるを得ません。その結果、貴委員会に対して10,399筆もの抗議署名が寄せられることとなりました。

貴委員会は、行政系人事・給与制度の改正及び制度改正後の職務の級における職員構成の見直しについて主導的役割を担ってきました。制度改正による職員構成の変化が及ぼす影響について、皆さんは理解していたはずですが、こうしたことを踏まえると、貴委員会が職員賃金引下げのために制度改正を主導した



と思われても仕方の無い状況です。

それぞれの職場では、経済的な不安から結婚できないという若年層や、物価の高い首都圏で子育てをしている中間層、親の介護費用に苦しんでいる高齢層と多くの組合員がぎりぎりの生活を送っているのが現状です。ましてや、自らの老後の資金を蓄える余裕など全くありません。

区長会においても、マイナス格差となった要因について「30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪み」にあるとの認識が示されています。

一過性の歪みがあるにもかかわらず、そのことを斟酌せずに通常の公民比較を行うことが人事委員会の役割ではないはずです。

皆さんが勧告として出される公民比較の結果は、単に計算上の数字で出すべきではないと考えます。23区全ての職員、一人ひとりの生活とその家族の将来に大きな影響を及ぼす、生活給を左右していることの重責を今一度考えて頂きたいと思います。

清掃事業は、猛暑の中や降雪時、本年の大型連休においても一日たりともゆるがせにできない事業です。委託化や合理化が推し進められる中、人員削減に耐えながら、区民のために良質な公共サービスを守ろうと、全職員が必死になって取り組んでいます。こうした職員の賃金が理不尽に引下げられれば、モチベーションは低下し、区政が立ち行かなくなると言っても過言ではありません。

貴委員会は、労働基本権制約の代償措置を行う第三者機関として、職員の利益保護に取り組む役割があります。全国一生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を踏まえた、中立かつ公平な立場による自主的・主体的な勧告を行うことを求めます。

あわせて、現在の給与制度の実態を踏まえた公民比較方法の見直しを行い、国や他団体の公民較差額と乖離しない、「均衡の原則」に則った適切な勧告を行うことを求めます。

以上